

24060-1267  
令和5年5月29日

写

宮崎県医師会長  
宮崎県歯科医師会長  
宮崎県薬剤師会長  
宮崎県看護協会長  
各市町村長  
西諸広域行政事務組合消防本部長  
宮崎県東りん湯消防組合消防本部長  
各国立病院機構病院長  
宮崎大学医学部附属病院長  
宮崎県保険者協議会長  
各保健所長

} 殿

宮崎県福祉保健部長印  
（印）

### 第8次宮崎県医療計画策定に係る意見照会について（依頼）

本県医療行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、今年度、医療法に基づく新たな医療計画の策定を予定しているところですが、当該計画の策定に当たりましては、関係団体の皆様から幅広く御意見をいただき、より充実したものにしていく必要があると考えております。

つきましては、下記にて忌憚のない御意見をいただきますようお願いします。御意見がない場合につきましても、その旨御回答いただきますようお願いします。

#### 記

##### 1 回答方法

別紙様式により回答してください。

※様式データが必要な場合は、下記「問合せ先」にメールにてお問合せください。

##### 2 回答期限

令和5年6月22日（木）

##### 3 添付資料

第8次医療計画の策定について（宮崎県医療政策課作成資料）

※国の医療計画作成指針は、厚生労働省のWEBサイトからご覧いただけます。

##### 1 問合せ先・回答送付先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県医療政策課 医務・計画担当 池田、井上

TEL : 0985-26-7055、E-mail : [iryoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:iryoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp)

（文書取扱 医療政策課）

資料

# 第8次医療計画の策定について

令和5年5月

宮崎県福祉保健部医療政策課

# 医療計画について

第1回第8次医療計画等に関する検討会(R3. 6. 18)より

- 都道府県が、国の定める基本方針に即し、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定するもの。

## 計画期間

- 6年間 (現在の7次医療計画の期間は2018年度～2023年度。中間年で必要な見直しを実施。)  
→ 第8次医療計画の期間は2024年度～2029年度。

## 記載事項(主なもの)

### ○ 医療圏の設定、基準病床数

### ○ 地域医療構想

- ・ 2025年の地域の医療需要と将来の病床数の必要量等を推計

### ○ 医師の確保に関する事項(医師確保計画)

- ・ 地域ごとの目標医師数の達成に向けた施策

### ○ 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項 (外来医療計画)

- ・ 地域で不足する外来医療機能の分析とその対策 等

### ○ 5疾病・6事業及び在宅医療に関する事項

#### ○ 5疾病

- ・ がん
- ・ 脳卒中
- ・ 心筋梗塞等の心血管疾患
- ・ 糖尿病
- ・ 精神疾患

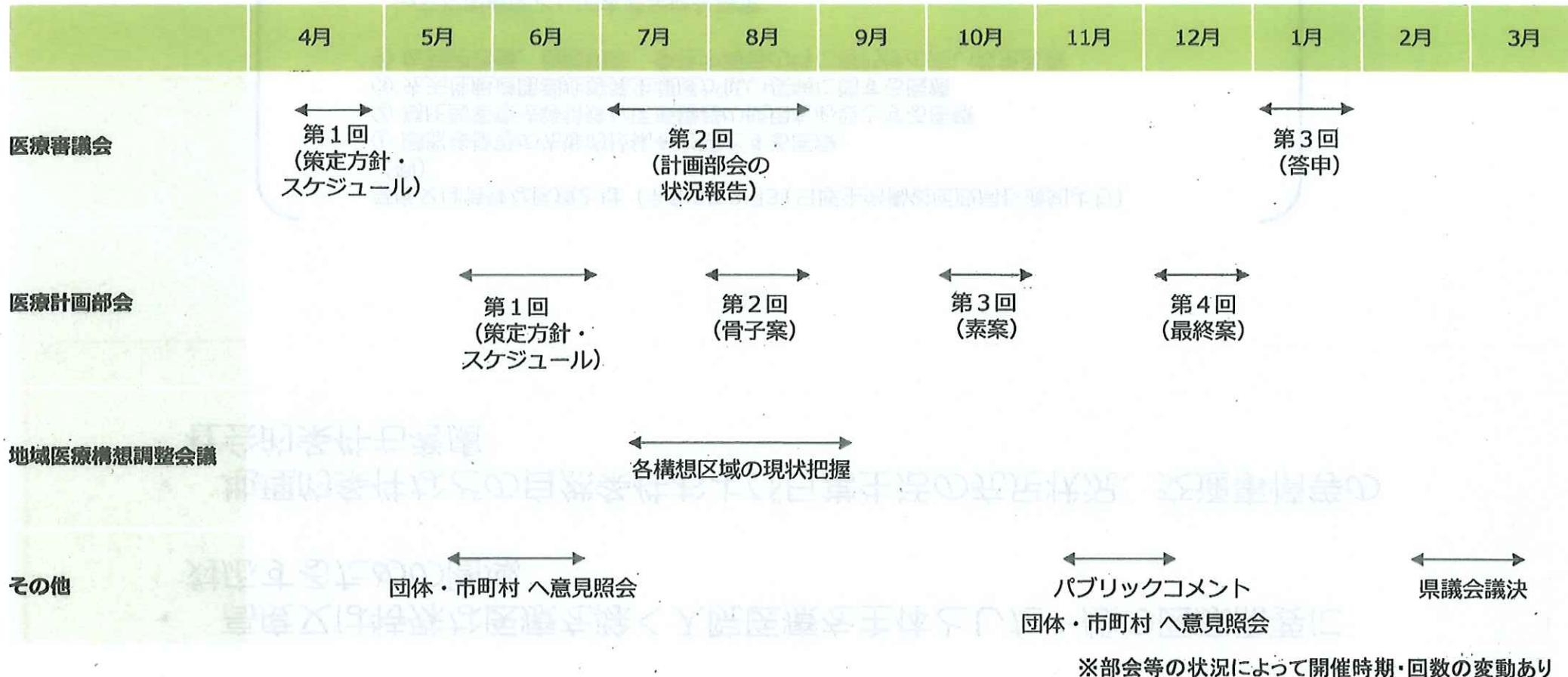
#### ○ 6事業

- ・ へき地の医療
- ・ 救急医療
- ・ 小児医療(小児救急含む)
- ・ 周産期医療
- ・ 災害時における医療
- ・ 新興感染症等の感染拡大時における医療

#### ○ 在宅医療

- ・ 疾病又は事業ごとの医療資源・医療連携等に関する現状の把握、課題の抽出、数値目標の設定、具体的な施策等を策定。進捗状況等を評価し、見直し(PDCAサイクルの推進)。

# 第8次宮崎県医療計画の策定スケジュール等(予定)



## ○宮崎県医療審議会医療計画部会名簿

※敬称略

宮崎県医師会副会長	山村 善教	宮崎県医師会常任理事	金丸 吉昌
宮崎県医師会常任理事	石川 智信	宮崎県歯科医師会常務理事	佐野 裕一
宮崎県薬剤師会副会長	榎園 勝	宮崎県看護協会常務理事	又木 真由美
宮崎大学医学部附属病院教授	海北 幸一	独立行政法人国立病院機構宮崎東病院長	伊井 敏彦
全日本病院協会宮崎県支部副支部長	飯田 正幸	全国自治体病院協議会宮崎県支部副支部長	金丸 吉昌 (再掲)
宮崎県市長会代表	十屋 幸平	宮崎県町村会代表	佐藤 貢
宮崎県保険者協議会会长	仁田脇 七郎		

# 二次医療圏について

## 【二次医療圏とは】

- ・ 主として病院および診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として設定する圏域
- ・ 高度又は特殊な医療を除く入院医療を主体とした一般の医療需要に対応するための圏域
- ・ 地理的条件などの自然条件および日常生活の充足状況、交通事情等の社会的条件も考慮

高度又は特殊な医療とは（令和5年3月31日厚生労働省医政局長通知より）  
(例)

- ① 臓器移植等の先進的技術を必要とする医療
- ② 高圧酸素療法等特殊な医療機器の使用を必要とする医療
- ③ 先天性胆道閉鎖症等発生頻度が低い疾病に関する医療
- ④ 広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特に専門性の高い救急医療

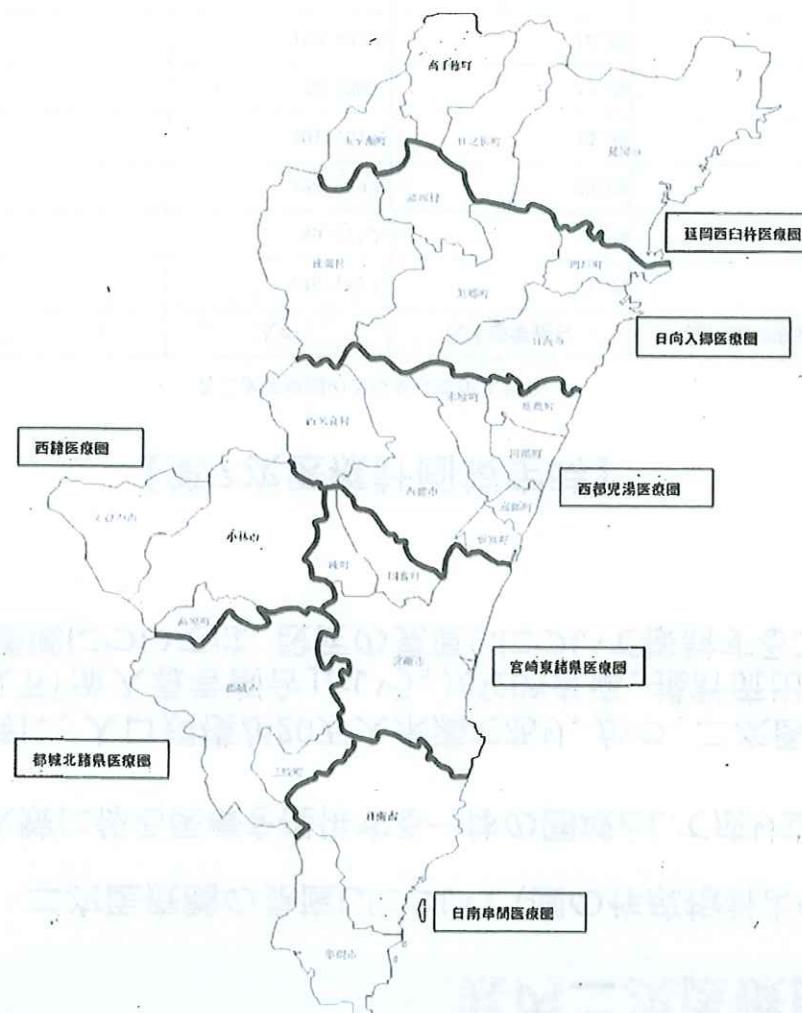
→三次医療圏として本県全域を設定

# 宮崎県における二次医療圏の状況

宮崎県内の二次医療圏は以下の図のとおり

このほか、5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制を構築する際の圏域については、従来の二次医療圏にこだわらず、患者の移動状況や地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定することとされており、本県では以下のとおり設定している。

宮崎県の二次医療圏域図



第7次宮崎県医療計画における  
5疾病・5事業及び在宅医療の圏域

疾病・事業等	圏域
がん	4 圏域 (県北、県央、県南、県西)
脳卒中	二次医療圏と同じ
心血管疾患	4 圏域 (県北、県央、県南、県西)
糖尿病	二次医療圏と同じ
精神疾患	3 医療圏
へき地医療	
救急医療	二次医療圏と同じ
小児医療	4 医療圏 (県北、県央、県南、県西)
周産期医療	4 医療圏 (県北、県央、県南、県西)
災害医療	二次医療圏と同じ
在宅医療	二次医療圏と同じ
新興感染症対応	新たに設定

# 県内二次医療圏の流入出患者割合の比較

## 二次医療圏の見直しについて(国の作成指針より)

- ・入院に係る医療を提供する一体の圏域として成り立っていない場合は、その見直しについて検討する。
- ・特に、人口規模が20万人未満であり、かつ、二次医療圏内の病院の療養病床及び一般病床の推計流入入院患者割合(以下「流入患者割合」という。)が20%未満、推計流出入院患者割合(以下「流出患者割合」という。)が20%以上となっている圏域については、設定の見直しについて検討することが必要。

## 【第7次医療計画策定時】

各二次医療圏の人口及び流入出患者割合

医療圏	人口	流入患者割合	流出患者割合
延岡西臼杵	145,747人	7.4%	18.9%
日向入郷	89,971人	9.6%	27.6%
宮崎東諸県	428,089人	23.8%	6.0%
西都児湯	101,901人	14.3%	37.1%
日南串間	72,869人	14.4%	14.6%
都城北諸県	190,433人	18.6%	19.0%
西諸	75,059人	9.6%	26.0%

出典:総務省「2015年国勢調査」、医療政策課「2016年度宮崎県入院患者実態調査」

## 【今回(第8次医療計画策定)】

各二次医療圏の人口及び流入出患者割合

医療圏	人口	流入患者割合	流出患者割合
延岡西臼杵	137,143人	10.5%	17.5%
日向入郷	85,823人	8.7%	32.4%
宮崎東諸県	426,671人	22.7%	4.8%
西都児湯	96,091人	16.0%	37.2%
日南串間	67,670人	4.8%	13.8%
都城北諸県	186,231人	19.0%	18.9%
西諸	69,947人	12.3%	23.3%

出典:総務省「2020年国勢調査」、医療政策課「令和4年度宮崎県入院患者実態調査」